

平成29年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

平成29年12月 7日（木曜日）

開 会 午前10時05分

閉 会 午前11時07分

○会議に付した事件

1. 陳情審査

- ・ 陳情第2号 飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書
 - ・ 陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書
-

○出席委員（5名）

委員長	広地紀彰君	副委員長	本間広朗君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	山田和子君		

○欠席委員（1名）

委員 松田謙吾君

○説明のため出席した者の職氏名

建設課長	小関雄司君
建設課主査	鈴木司君
参考人	岩崎悦三君

○職務のため出席した事務局職員

主査	増田宏仁君
書記	葉廣照美君

◎開会の宣告

○委員長（広地紀彰君） ただいまより産業厚生常任委員会を開会いたします。

（午前10時05分）

○委員長（広地紀彰君） まず本日の委員会の日程について事務局から説明をお願いします。
増田主査。

○議会事務局主査（増田宏仁君） 本日、11月会議において本委員会に審査付託されました、陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書及び、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書の審査を行うこととしております。陳情の審査にあたりまして陳情書の提出者を参考人として呼びしておりますので、最初に陳情書の提出者から願意、趣旨をお聞きし、その後に担当であります建設課の意見を聞いた上で委員会としての考えをまとめていただく形となります。本日の委員会につきましてははおおむね午前中の開催を予定しておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（広地紀彰君） 陳情の審査に入ります前にお諮りをしたいのですが、本日審査を行う陳情につきましては、いずれも同一の陳情者から提出され陳情であります。このことから、一括して陳情の審査を行い、採決につきましては個別に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。では、陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書及び、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書を一括して議題に供します。

これより審査に入ります。陳情書を事務局に朗読させます。

増田議会事務局主査。

○議会事務局主査（増田宏仁君） それでは朗読をさせていただきます。

陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書。

件名、町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書。

要旨、この度の平成29年9月18日に通過の台風18号の折りには、大雨による河川が増水した影響により飛生線が冠水し、軽自動車等の交通規制が行われるなどの災害でありました。

理由、この付近の大雨による町道の冠水は、今までも起きており、グランファームさんをはじめとし、山下牧場さん、敷島ファームさん等の牧草地もありまして水害等による被害も想像されるところでありますし、地域住民の往来にも支障が生ずるものであります。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情いたします。

平成29年10月16日。陳情者、白老町字竹浦208番地30、竹浦日の出町内会会長、岩崎悦三。

続きまして、陳情第3号であります。敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書。

件名、敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書。

要旨、この度の平成29年9月18日に通過の台風18号の折には、大雨による河川が増水した影響により別添の地図に示してありますように、一帯が冠水したものであります。

理由、いつ建設された物でしょうか、堤防がありましたが大度重なる水害で決壊されております。今までも何度もありましたが小山田線をはじめとし、付近一帯が冠水して避難勧告が出ましたが、自動車での移動もできない孤立状態となりました。

以上、白老町議会会議規則第77条の規定により陳情いたします。

平成29年10月16日。陳情者、白老町字竹浦208番地30、竹浦日の出町内会会長、岩崎悦三。

以上です。

○委員長（広地紀彰君） 次に、陳情の審査のため参考人として、白老町字竹浦208番地30、竹浦日の出町内会、岩崎悦三会長を招へいしております。参考人の入室をお願いします。

暫時、休憩をいたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時12分

○委員長（広地紀彰君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

参考人には本日、大変お忙しい中、本委員会の陳情審査に当たり参考人として快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

早速、陳情者である竹浦日の出町内会、岩崎悦三会長より陳情書を提出された願意、趣旨についてお話をいただきたいと思っております。

岩崎悦三会長、よろしく申し上げます。

○参考人（岩崎悦三君） この度の台風18号、9月18日の折に発生した水害等々につきまして2件の陳情書を提出させていただきました。

この2件につきましては相当以前から、40年ほど前から同じような冠水被害の状況が続いておりました。私も町内会長を務めるようになって16年ほどたちましたけれども、ちょうど前日の17日から当日18日、もう雨も止まない、これは相当水が出るなということを思って、18日の朝9時半頃ですか、かっぱを着て軽トラックを持っているものですからパトロールに歩きました。

まず禅照寺さんの橋の上に行ったら目眩がするくらいの水なのです、濁り水が。それから今度、飛生線に上がりました。今のグランファームさん、グランファームさんのおいでになる前からなのです。一番危惧していたのは山下さんの牧草地があって、そして今の敷島ファームさんの牧草地があって広大な面積なのですよね。泥水をかぶると牧草が全部だめになる。これが一番心配される。そしてこの度、こうして縁あってグランファームさんのおいでになって仕事をしているわけなのです。3年前の飛生地区のきのこ屋さんの水害の例もありますから、ああいうような水害になると、もう業者さんというのはもう大変だなと。

当日、役場の方々もおいでになっていました。私はそこで何年も同じ経験をしているのですけれども、役場の職員が言ったことがぐさとききましたね。というのは、現場から声を上げてくれ、要するに地域から声を上げてくれと。私はやっぱり町内会長をやっている、こういう水害、役場の担

当方も現場においでになって、庁舎に戻ったら何と日報を上げているのかなと、この現状というものをどういうふうに報告しているのかなと、すごく疑問に思いました。

それと同じくして、この日なのですけれども、お昼に36号線が通行止めになったと、橋が傷んで通行止めになったということが役場のほうから電話で報告がありました。それで迂回路使用になると。これは大変だなということで、すぐさままた用意をして行ったのですけれども、やっぱり不慣れなことゆえに禅照寺さんの橋でパニック起こしているのです。失礼ですけれども役場の方々も何人もおりました。その現状を見て気付かないのですね。私は瞬時に気づきました。あの大きなトレーラーが橋で交差できないわけですよ。そして交差してもすぐさま左折して通れと、両方からきてかち合って動きがとれない。だから私は役場の職員に言ったのです。あなた方はこの状況を見て何か感じないかと。上下線ここを通して迂回路という話にはならないよと。だから踏切を越えたところとの連絡取り合いの中で、登別のほうからきた車は飛生線に上げなさいと、要するに高木さんのところから上に上げて中川さんとこからこっちに向かわせなさいと。工場のほうから上った車はやむを得なし、うちの町内会通っていただきたくないですよ、人家あるから、振動もすごいし、やむなし、この橋の付け根から左折して交差しないような通り方をさせなければだめだということをもまず訴えて、それと合わせて国道のことですから開発局ですよ。開発局にも連絡して、高速道路の無償供用ということを訴えなければだめだと。やっぱり私が一番気になったのは深夜に及んであれだけの車が通らないとならないわけでしょう。そうしたら地域住民というのは寝ていられないですよ。これは役場の職員には言わなかったけれども、栄町町内会に町営住宅ありますよね。あそこがもし空いているものなら1部屋でも2部屋でも借りて、地域のお年寄りだけでも夕食とったらそっこのほうに、まだ9月ですから寒くないわけだから、そっこのほうに寝るだけでも行って避難してもらわないと精神的に参るだろうなということを思いました。

それから今度は小山田線に入っていったら水浸しなのです。小山田さんも孤立してしまって避難してと言っても避難できないと私の携帯にかかってきました。とにかく動くなど。そして私も軽トラック持っていますから四駆にいれてゆっくり走って小山田さんのところに行きました。それから徒歩で水が流れ注いでいるほうに向かいましたけれども、気持ち悪くて行かれない。ああいう現場には一人で行くものではないですね。何かあったらいくら携帯を持っていたって、それで引き返してきて、そしたら水はおさまるものですね。雨も止んでいるものだから。そんな経験をさせてもらったものですから、これは今季に限っては今までも同様のことが何回もあったのですけれども、今回に限ってはこういう陳情書という形で提出させていただかなければならないなということでこのような運びになったことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） それでは、これより委員の皆様から陳情者の願意、趣旨に対して質疑をお受けします。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。今お話しされた台風の影響で、私も18日の日、午前中は行けなかったのですけれども、午後からずっとあっちのほう回ったときに誰もついていないのですよね。そのときにまた冠水している。午前中に行っていたのですけれども水が引いたものですからと、水なんて引いていないぞということで、午後からまた役場の人間がきてあそこの交通規制、なぜかと

いうと椎茸のほうから帰ってくる労働者の方がいらっしゃったものですから、行けないということ
でそこから電話が入りました。私の車は若干リフトアップしているものですからなんともないので
すけれど、乗用車だとか軽自動車は無理だと思います。ですから、私もそこについては役場のほう
ともいろいろ話はしていたのですけれども、いずれにしても役場の言うことも一理あるのです。な
かなか役場が担当者はこうしたいと思っても、なかなか財政的なものとかいろいろなことがあ
って、いつも出る話ですよ。お金がないとか。でも今、岩崎さんが言われたとおり、役場の例えば
担当者であっても、地域からの声があって後押しをされて行政が動くということも必要なこと
ですから、こういった陳情を地域からの声として受け止めて、しっかり取り組んでいくべきだと願
意はわかりました。

この2つある陳情の中で敷生川の洪水防止、ここについては道河川なのです。ですから、ここで
話をしているのかどうかちょっとわかりませんが、町議会の中でわかりましたよ、受けまし
たよというわけにはちょっといかないと思いますから。願意はわかりましたので、これは今委員
会の中でどういう話になるかわかりませんが、いずれにしても道のほうにはちゃんとした要望
として上げていかなければならない問題だと思っています。ですから願意はわかりましたので、も
う1点のグランファームさん付近の横断している無名の川については、これは町である程度対応
できるのではないのかなと思いますので、それも完璧なものではないのだと思うのです。どうし
ても道の河川が絡んでくるものですから。そういったことも含めまして委員会の中で話し合わ
れるのではないかなと思います。願意はわかりました。

○委員長（広地紀彰君） 岩崎悦三会長。

○参考人（岩崎悦三君） 私自身よく現場を眺めもしないで陳情書を上げたのですけれども、よう
やく今朝早く起きて、車で行けないものですから歩いて行ってきました。グランファームさんのほ
うの川、聞きましたらやっぱり地元にいる山下浩二さん、あの方に聞いたらまず名前ついていない
川というのはどういう意味なのだよと言ったら、やっぱり彼は言っていましたよ。椎茸屋さんが水没
したでしょう。あ那时的水害の川、飛生川というのですけれどもそれともう1本は敷生川、道の
関係、飛生川のちょうど愛泉園さんがあって橋があってこういうふうになっているのです。ここ
から3年前の水害からではなくて、相当以前の水害でここから流れ注いできているのがグランファ
ームさんの川だと、だから名前が付いていないと。だから相当昔は河川敷だったのでしょ。だけ
ど地図上には川にはなっていない。今朝、この話を聞いて辿ってずっと行ってきました。言われ
てみたら記憶があるのだけれども、昔ここにふ化場があったのです。この水域、とっても水が
いいものだから。今、高野さんの沢と虎杖浜にふ化場はいつってしまったけれども、ここに
ふ化場がありました。

そうしたら、ここに相当の測量杭、3年前のものだと思いますよ。測量した杭がいっぱい立
っていました。北海道何号だかという杭のナンバーでずっと立っていましたよ。単純にこの測
量杭をもとに3年前の工事を、この間議会で報告があったのでしょ。白老町から道か何か
に3年前の飛生川の水害の事をもう少しきちんとやれというような。その関係の測量杭だ
と思うのですよ。この杭の兼ね合いでやるものだったらこのものは消化されると思
うのです。そのくらい広範囲に測量杭入っていました。やったのはおそらく胆振
なのか道なのかかわかりませんが、そんな状況下にあ

りました。

○委員長（広地紀彰君） ほかの委員、質疑ありませんか。

趣旨以外についてはよろしいですか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 質疑なしと認めます。

それでは、参考人の岩崎悦三会長、大変ありがとうございました。退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時34分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本陳情書の担当である建設課の皆さんに説明員としてお越しいただいております。本陳情書に対する町としての意見を求めます。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 2点ある陳情のまず1点目のグランファームさんの付近の名無し川の治水対策ということでご説明させていただきます。先般のこちらの委員会の委員の皆様と一緒に視察をさせていただきまして、状況としてはあのような状況でございます。

我々としても26年の災害以降、あそこが頻繁に大雨または台風が起こるたびに冠水するというような状況、26年以前はそういうことはなかったのですけれども、それ以降は大雨が降ると冠水してしまうと。大型の車でしたら通行は影響ないと思うのですけれども、一般の乗用車は冠水した場合通れないということで、これまでも26年以降に何度か通行止めをせざるを得ない状況、その辺りは我々も災害が起きる度にあそこは一番先に注視しながら警戒する場所として我々としてもパトロールしている次第です。

解決策というのは抜本的な河川改修をやれば一番早いのですけれども、そういう財源的なこともとても今の状況では対応できませんので、まず河川そのものを掘り下げて横に築堤を築いた中で状況を見ようかなということで今のところ原課としては考えております。それをやったことによって解決できるかどうかというのは今の時点ではなんとも言えないのですけれども、まず手探りなのですけれどもそういう対応を取らせていただいて、今後の状況を見ながら随時判断していきたいなということで考えております。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木建設課主査。

○建設課主査（鈴木 司君） 今の小関課長の説明の補足なのですけれども、一応今のグランファームさんの土地の中に流れている川なのですが、その場所については今後グランファームさんと山下牧場さんの土地のところも流れていますので、そちらのほうとも打ち合わせしながら対応をしていきたいと思っております。

○委員長（広地紀彰君） それでは一括上程されていますので、陳情第3号のほうも合わせてお願いします。

小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 続きまして、敷生川の洪水防止ということで、こちら先般視察をいただいて、内容としては小山田さんがお住みの近くの敷生川が災害のたびに築堤を超えて川の水がくるということで、小山田さんの家そのものはまだ水に浸かったということはないのですけれども、その近くまで水が溢れてくるといった部分で、その対応ということの陳情の中身で視察いただきました。

ここにつきましては、河川そのものが道の管理ということになりますので、我々のほうで洪水対策ということの抜本的な対応というのは無理なのですけれども、この辺りの状況も踏まえて先般の台風10号でも敷生橋の近くの護岸堤がちょっと痛んでいる部分も見受けられますので、そういった部分も含めて敷生川の洪水対策を抜本的に対応してもらいたいということで、道のほうにはこれからも強く要望して、この辺りの洪水対策、今後こういうことにならないような形の対応をお願いしたいと考えております。

○委員長（広地紀彰君） それでは次に、町側に対する質疑をお受けいたします。質疑がございません方はどうぞ。

山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。おはようございます。今、願意を伺ったときの岩崎さんのお話と町側のお話でちょっと違う点があったので、1つだけ確認させていただきたいのですけれども、岩崎さんは40年ほど前から同じようなところが冠水し続けているというようにおっしゃっていたのです。今の町のお話だと平成26年の災害以降、冠水するという説明があったのですけれども、その認識の違いについて説明をお願いします。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木建設課主査。

○建設課主査（鈴木 司君） 今、山田委員からのご質問ですが、私もこの道路の維持を担当して通算で15年いいますが、私の記憶では平成26年以降の飛生線の冠水しか記憶はございません。その前は冠水があった記憶はありません。

○委員長（広地紀彰君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 私も建設課にくる前は危機管理室におりまして、災害対策の対応をしていたのですけれども、その時点でも過去にさかのぼった災害の場所だとか、ある程度資料を見て参考にしていたのですけれども、その中でもこの部分が冠水したというのは40年前までは見ていないのですけれども、ここ10年、20年くらいの間ではそういう記録はなかったとは今の段階では記憶しております。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。冠水度合いというか大きな水溜り程度の冠水の記憶が地域の方にあるのかもしれないのですけれども、災害という大きなくくりになったのは平成26年度以降という、車が通れないほどの冠水というのは平成26年度以降という、町のほうではそういう押さえということよろしいですか。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木建設課主査。

○建設課主査（鈴木 司君） 今のご質問のとおりです。平成26年の大雨のときと、ことしの大雨のときの冠水でしか私の中では記憶はありません。一応、延長的には山下牧場さんから敷島ファー

ムさんまでの間の大体400メートルから500メートルの距離が冠水すると、一番深かったときで平成26年の大雨災害のときに1メートル50センチメートルから2メートルくらいの深さがありました。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。ここはグランファームさんが開業をはじめたのが何年でしたか。それで僕の憶測ですよ。今まではある程度の水は昔のグランファームさんの敷地内をとおって下のほうにある程度表面水として流れていたのではないかなと思うのですよ。飛生川の洪水以外です。表面水として流れていたものがグランファームさんの例えば敷地がコンクリートでずっとつくっていますよね。それが一つ影響しているかどうかは別にしても、そこで水がせきとめられてしまってグランファームさんの上流側から道路の側溝に落ちて、こっちへ流れているような気がするのです。その辺、定かではないのだけれども、建設当時とそれからそのあとの冠水の状況なんかを見ると、そこが影響しているのかなと思ったりもするのです。

飛生川が氾濫してそういったものが影響しているとすれば、それは道のほうに要望していくという形の中で、それを止めれば解決するのかもしれないけれども、実際、山からきている沢水だとか例えば牧草地の表面水なんか結局吐ききれなくて流れてくるのだとすれば、それは道の河川と関係ない話になってしまうでしょう。道の河川からオーバーフローして出てきているものが、例えば土嚢でもなんでも積んで止めればある程度は収まるのかもしれないけれども、そうでないのであれば、その辺の対策を考えなくてはならないのかなと思うのだけれども。それは例えばグランファームさんだとかともちゃんと話をしながら、やっていかないとならないのかなと思ったりするのだけれども、その辺の見解について伺います。

○委員長（広地紀彰君） 鈴木建設課主査。

○建設課主査（鈴木 司君） 氏家委員からのご質問のとおり、グランファームさんが整備されたのと牧草地もかなり広大な面積で整備されたという影響があるのかなとは思っています。

今の沢水の流れについては飛生川とは接しておりません。私のほうでも春、上流のほうまで歩きまして、たぶん山からの水が一番影響していると思います。沢水と飛生川の川の高さが沢水のほうが高く飛生川のほうが低いので、私としてはそこのところは接続しないかなと思っております。

先ほど小関課長のほうから説明がありましたが、今の沢水が流れている川の断面が狭くなっているのと河床が上がっているのも、その辺はいくらか簡易的といったらあれなのですが、素掘りで掘って築堤を築いて飛生線のほうに溢れた水を流さないように防御的な対策はとりたいなと考えております。

○委員長（広地紀彰君） 氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。そういった簡易的なのというか、ある程度推測される原因について対応を取ってみるということが、例えば今回陳情で上がっている岩崎会長さんとかそれからグランファームさん、山下牧場さん、小山田さん、この辺の中でまちとしてはこういうふうな形でとりあえずやってみたいのだということをやちゃんと話ができる状況にできるのであればいいのだと思うのです。そういうことで例えば来年だとか再来年のそういった雨の状況を見て少しでも改善できるのであれば、地域の人たちも納得するかもしれない。その辺の話し合いの持ち方をしっかりやってもらえたらと思います。

○委員長（広地紀彰君） それでは、ほかの委員。

本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 2本並んで並行している川があるのですけれど、結局この2本の川は飛生川にはつながっていないのですよね。やっぱり沢の水が流れてきて、ここにきている感じなのですよ、左側の沢の水。これ結局、洪水というか大雨が降ったときにどのような状況になっているのか。この2本が増水したら、その水がおそらくグランファームさんのところに合流して流れていって増水するということが考えられるので、ここだけ本当に低くする対処的なことをやって本当に次に大雨になったときに本当に大丈夫なのかどうか。この上のほうの2本の川の状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩します。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時53分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

答弁からお願いします。

鈴木建設課主査。

○建設課主査（鈴木 司君） 今のご質問の内容ですが、一応我々のほうでも本当に沢水と飛生川がつながっているかどうか再確認してご報告いたしたいと思います。

○委員長（広地紀彰君） 森委員。

○委員（森 哲也君） 森です。1点、3号のほうで確認したかったのが、陳情理由に今まで何度も冠水して避難勧告が出て、自動車での移動もできない孤立状態となりましたとあるのですが、この避難体制は現状どうなっているのかをお伺いしたいのですが。

○委員長（広地紀彰君） 小関建設課長。

○建設課長（小関雄司君） 理由の中にそのような書き込みがあったのですが、私のほうも危機管理室の部分で過去へさかのぼって、この辺りの避難勧告が出ているかとか、そういう被害の状況というのを調べたのですけれども、そういった冠水によって孤立したというような情報なり、それを伺わせるような文面の文章というのが見当たらなかったのですよね。必ず災害になったときは、どこで何が起きているのか、どういう対応をしたのか、場所はどこで誰が避難したのかというのは必ず報告書として残っているのですけれども、ここが冠水してこういう状況になって避難勧告を出したというのが、私が調べた限りちょっとなかったのですよね。

それで、過去のことはなんとも言えないのですけれども、現状としては今回こういう冠水をして、例えばうちのほうで確認ができたときには、その辺りの避難勧告というのはすぐに出せるような形にして、どこどこに避難してくださいというような対応は当然していますし、孤立して行けないという状況になれば、例えば消防なりをお願いして大型の消防車で行っていただくとか、そういった辺りの避難対応というのは、災害が確認でき次第そういう対応は今でもとっている部分でございます。

○委員長（広地紀彰君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 質疑はないようですので、担当課の退席を求めます。ご苦労様でした。暫時休憩します。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前10時56分

○委員長（広地紀彰君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、本陳情に対する討議を行います。討議については、委員会条例1第3条の規定により自由討議により行います。

最初に陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書について、ご意見をお持ちの委員がいらっしゃいましたらどうぞ。

大体、今の説明の中でも一定の討議は深まっておりますので、よろしいですか。

それでは続いて、陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書について、ご意見をお持ちの委員がいらっしゃいましたら。先ほどの陳情者や説明員の説明についてよろしかったですか。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 説明員からの説明である程度は理解しました。ただ、今森委員のほうからお話があった避難、誘導の関係ですよね。周りが冠水して避難できないような状況というのが、もし岩崎さんのお話のとおりあったとするならば、そういったところはしっかり、もし冠水してそこから移動ができないとかというときには、すぐに消防だとかいろんな部分で一時避難のそういった対策をしっかりと取るような体制を整えなければいけないということだけは、しっかり言っていないといけないのではないかなと思うのです。

現状から見た治水対策については、今説明員からあったとおり原因の把握とそれから原因に対する対策を取る中で見極めていかなければならないのではないかなと。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 私も第2号に関しては対処法であるかもしれないけれど、川底を削るということを手早くやっていたらいいような説明がありましたので、それで様子を見たいと考えます。

第3号の小山田さんの件につきましては、やはり北海道の河川なので要望をしっかりとすることと、今氏家委員おっしゃったように避難の誘導を素早くすることとを徹底するように、そういうのを付帯意見というのですかね。それは書き添えていただきたいなと思います。

○委員長（広地紀彰君） そうですね。先ほどの説明員との討論の中でも、ほかの委員のほうからもありましたので、今言った原因把握や対応、要望活動の強化、また応急的な対応であっても、それについては一定の理解を踏まえ、さらにいざというときの避難体制の確保をしっかりと求めていくといったような形の陳情審査の取りまとめをしていきたいということですね。わかりました。

あと、ほかによろしいですか。

本間副委員長。

○副委員長（本間広朗君） 今ので2号、3号結構だと思います。それで、今小山田さんの一時避

難対策というのもどういうふうにするかというのもそうなのですが、当然それこそ山下さんのところもそうあるべきことだと思いますので、両方もしそういう対策がとられるようであれば本当に早めのいろいろ避難対策とっていただけるように、まちがやっていただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） それは、意見ということでまとめの中に踏まえさせていただきたいという押さえをします。

増田事務局主査。

○議会事務局主査（増田宏仁君） このあと、委員の皆さんには採決に入ってくださいという形にはなるかと思うのですが、審査の中で何人かの委員のほうからお話があったように、敷生川の関係、町の管轄ではなく道の管理河川となっておりますので、レジュメのほかにもう1枚、陳情の審査という紙を配らせていただいているのですが、採択されるための要件として町もしくは議会に権限があることというのが基本的な採択の要件となっております。陳情自体が例えば道に陳情をするようお願いをしたいというような陳情だと、普通にそのまま採択という形をとれるのかなと思うのですが、今回の場合は敷生川の洪水防止の対策をしてほしいというような趣旨の陳情書になっておりますので、これをそのまま採択というふうにはならないのかなと思うのです。採択とはならないまでも、皆さんお話を聞いてお話されている趣旨というのはご理解いただいていると思いますので、正式な採択とはならないまでも、どのような形で例えば趣旨採択であるとか一部採択であるとか、その辺を採決に入る前に委員の皆さんでお話していただければと思います。

○委員長（広地紀彰君） 願意や趣旨について妥当であるが、また権限や実現性の面でということがある場合にそういったような方法の、手続き的な面も踏まえた事務局からの説明でした。そういったことも踏まえながら採択のほうを検討いただきたいというふうに思います。

それでは次に討論に入ります。

最初に陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 討論なしと認めます。

次に陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（広地紀彰君） 討論なしと認めます。

これを持って討論を終結します。

採決いたします。

最初に陳情第2号 町道飛生線グランファームさん付近を横断している無名の川の治水対策に関する陳情書について、採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○委員長（広地紀彰君） 全員賛成。

よって、陳情第2号は採択すべきものと決定しました。

次に陳情第3号 敷生川の洪水防止、合わせて治水対策に関する陳情書について。

氏家委員。

○委員（氏家裕治君） 氏家です。これは私の意見ですけれども、みなし採択という形とそれから一部採択、趣旨採択がありますけれども、私はこの一部採択なのか趣旨採択になるのか、この辺で絞って皆さんで考えられたらよろしいのではないかなと思うのです。願意はよくわかりますし、皆さんとのいろいろな議論のなかでも大体、同じようなご意見が出てくるものですから、願意は妥当であると。しかし、実現性の面だとかそういったものが、例えば町の部分ではなくて権限の部分がありますので、そういうことであれば趣旨採択にという形でもよろしいのかなと私は思っていました。

○委員長（広地紀彰君） 山田委員。

○委員（山田和子君） 山田です。私もそれでも請願の内容が数項目にわたっている場合ではないので一部採択には当てはまらないのかなと理解しているのですけれども、願意はよく理解できますし北海道のほうにも要望していくべきと考えますので趣旨採択でよろしいのではないかなと思います。

○委員長（広地紀彰君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時05分

再 開 午前11時06分

○委員長（広地紀彰君） それでは休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは今、陳情の審査に当たり願意は妥当であるが実現性や権限の面で趣旨採択とすべきというご意見もありました。よって、ここで陳情第3号に関しては趣旨採択にすることについて採決をしたいと思います。

趣旨採択をすることに賛成の方は挙手を願います。

[全員挙手]

○委員長（広地紀彰君） 全員賛成。

よって、陳情第3号は趣旨採択とすべきものと決定しました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご意義ありませんか。

[「意義なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（広地紀彰君） ご意義なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（広地紀彰君） それでは、これをもって産業厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前11時07分)